

様式第1号（第5条関係）

さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）さいたま市長

郵便番号 〒
所 在 地

名 称
フリガナ
代表者名
※記名押印してください

下記によりさいたま市低公害車普及促進対策補助金の交付を受けたいので、さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 導入した低公害車 別紙1のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円（千円未満切捨て）
- 3 経営する事業（営む業態に○をする）

☐	一般乗合旅客自動車運送事業	☐	一般貸切旅客自動車運送事業
☐	一般貨物自動車運送事業	☐	一般乗用旅客自動車運送事業
☐	第二種貨物利用運送事業	☐	その他（ ）

- 4 添付書類
- (1) 補助対象経費に係る請求書の写し（車両本体価格、架装費、オプション費、値引き等が内訳として明確なこと）
- (2) 補助対象経費の支払い証拠書類の写し（領収書の写し等）
- (3) 登記事項証明書（登記簿謄本）※の写し（申請者）
- (4) 自動車検査証記録事項の写し
- (5) 自動車賃貸借契約書の写し（リース車両の場合）
- (6) 令和6年度の法人市民税納税証明書の写し※（市内事業者のみ提出）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (8) 役員一覧表（別紙4）
- ※ 発行から1年以内かつ最新事項のもの

5 連絡先及び返送先（担当者名）	（電話番号）
（住所・会社名） 〒	（FAX番号）

本申請において収集した情報は、補助金の交付目的にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。また、収集した個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理をいたします。

6 補助金振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協	金融機関コード
店名	支店・出張所・本店	支店コード
口座番号(右詰で記入)		預金種別
		☐ 普通・ ☐ 当座
(フリガナ) 口座名義人	()	

※預金種別のチェックを忘れずにお願いいたします。

実績報告書（導入した低公害車）

種別	☐ 天然ガス自動車 ☐ 優良ハイブリッドバス ☐ 優良ハイブリッドトラック ☐ EVバス ☐ EVトラック
補助対象車両の取得	☐ 購入 ☐ リース
使用の本拠の位置	<u>さいたま市</u> <u>区</u>
導入した低公害車	メーカー： 車名（通称名）： 型式： ベースとなるトラックの最大積載量： t
補助対象事業完了日（領収書の日付を記入）	令和 年 月 日
自動車検査証の初年度登録日	令和 年 月 日
補助対象経費（通常車両価格との差額。なお、EVバス・トラックにあっては車両本体価格）	円／台 (A)
補助金額 (A × 1 / 4)	円／台 (B) (千円未満切捨て)
補助金の上限額	円／台 (C)
さいたま市以外の団体から交付を受ける補助金額 (複数ある場合はそれぞれの額を記入) ※国の場合は省庁名を記入	円／台 () 円／台 ()
さいたま市以外の団体から交付を受ける補助金額 合計	円／台 (D)
(B)、(C)、(A－D) のいずれか安い額	円／台 (E)
台 数	台 (F)
補助金交付申請額 (E × F)	円 (千円未満切捨て)

(注) 1 導入した低公害車の車名及び型式ごとに1枚ずつ作成すること。

2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

暴力団排除に関する誓約書

さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 暴力団、暴力団員及び暴力団関係団体ではありません。
- 2 暴力団の利益になる事業ではありません。
- 3 さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱第5条第1項第2号、第3号及び第4号の規定に該当するときは、補助金が不交付決定となることを了承します。また、交付決定後にその事実が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求められることに異議はありません。
- 4 上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。なお、前記のことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

令和 年 月 日

名 称

代表者氏名

※記名押印してください

※ 本様式には「役員一覧表（様式第1号別紙3）」を添付すること。

役 員 一 覧 表

名 称 等		
代 表 者	(フリガナ)	
所在地等		
役 職 名	氏 名	生年月日
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	
	(フリガナ)	

※1 欄が足りない場合は、適宜、欄を追加すること。

※2 この一覧表には、法人登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）及び執行役員を記入すること。